

芦屋市いじめ防止基本方針【新旧対照表】

頁	改定後	現行	備考
いじめの定義 (2頁)	<p>例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。<u>また、児童生徒本人や周囲の状況等を客観的に把握しておくべきである。</u></p>	<p>例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。</p> <p><u>ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周囲の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。</u></p>	<p>○市の独自改正</p> <p>実際のいじめの調査においては、関係性の把握を進めていくものであり、いじめであるかどうかは、普段の学校生活の中の児童生徒間の人間関係や力関係など背景にあるものが大事である。</p>
	<p>なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、<u>法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」</u>(以下、「学校いじめ対策組織」という。)等を活用して行う。</p>	<p>なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」等を活用して行う。</p>	<p>○字句の追加</p>
	<p>また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。<u>けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。</u></p>	<p>また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。<u>けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。</u></p>	<p>■国、県の改定内容を反映</p> <p>いじめにあたるか否かの判断は、当該児童生徒の立場に立つことが必要である。</p>
	<p>例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、</p>	<p>なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、</p>	<p>○字句の削除</p>

頁	改定後	現行	備考
いじめの定義 (2頁)	<p>加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。<u>例えば、軽い言葉で傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。</u></p>	<p>加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。<u>具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。</u></p>	<p>■国、県の改定内容を反映</p> <p>➤資料1 III 主な改定部分 2 組織的な対応の徹底 (1)いじめ対策組織の機能と役割 に該当</p>
いじめの定義 (2頁～3頁)	<p><u>いじめが社会問題化した昭和60年代には、暴力行為を伴ういじめが顕在化した。しかし、近年は、仲間外れや無視など心理的な攻撃を伴ういじめが増加しており、その被害は見えにくく、いじめが長期間にわたり潜在化することもある。</u></p> <p><u>特に、電子メールやソーシャルネットワーク上で行われる誹謗中傷などによるいじめについては、学校や家庭では、非常に見えにくく、時には、インターネット等の匿名性を悪用している意識がかいま見えたり、発・受信元が非常に広範囲に及んだりする場合もある。このことは中・高校生のみならず、小学生でも起こっている。</u></p>		<p>■国、県の改定内容を反映</p> <p>いじめ問題の現状について具体的に明記する。</p>
いじめの定義 (3頁)	<p>・<u>電子メールやソーシャルネットワーク上で行われる誹謗中傷</u></p>	<p>・<u>パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる</u></p>	<p>■国、県の改定内容を反映</p>

頁	改定後	現行	備考
早期発見 基本的な視点 (4頁)	いじめの早期発見のため、 <u>毎学期実施するアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。</u>	いじめの早期発見のため、 <u>定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。</u>	○市の独自改定 学校によって実施回数にばらつきがあったことを受けて改正する。
早期対応 基本的な視点 (4頁)	教職員は、いじめを認知した場合は、いじめられている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、 <u>他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに収集し、学校いじめ対策組織に報告し、学校全体で組織的に対応する。</u>	教職員は、いじめを認知した場合は、いじめられている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、 <u>解決に向けて一人で抱え込まず学年及び法第22条に基づく、学校に設置されるいじめ防止等の対策のための組織により、学校全体で組織的に対応する。</u>	■国、県の改定内容を反映 ▶資料1 III 主な改定部分 2 組織的な対応の徹底 (1)いじめ対策組織の機能と役割 に該当
	また、学校は、教育委員会や家庭への連絡や事案に応じ、関係機関との連携を行う。同時に、 <u>教育委員会及び学校は、再発防止のための取組を計画的に実施する。</u>	また、学校は、教育委員会や家庭への連絡や事案に応じ、関係機関との連携を行う。同時に、 <u>学校及び教育委員会は、再発防止のための取組を計画的に実施する。</u>	○字句の修正
早期対応 基本的な視点 (4頁～5頁)	<u>いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。</u> <u>①いじめに係る行為が止んでいること</u>		■国、県の改定内容を反映 いじめ「解消」の定義が曖昧になっていたため、定義を明確化する。

頁	改定後	現行	備考
早期対応（4頁～5頁） 基本的な視点	<p><u>被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。</u></p> <p><u>②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと</u></p> <p><u>いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。</u></p> <p><u>学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。</u></p> <p><u>学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。</u></p> <p><u>上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至</u></p>		

頁	改定後	現行	備考
早期対応（5頁） 基本的な視点	<p><u>った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。</u></p>		
関係機関との連携（5頁） 基本的な視点 家庭・地域及び	<p>また、いじめの問題の対応においては、学校、家庭、地域のみでの解決が困難な場合もあるため、平素から、関係機関（警察、家庭児童相談室、医療機関、<u>県教育委員会の学校支援チーム（以下、「学校支援チーム」という。）等</u>）との適切な連携が必要であり、情報共有のできる体制を構築する。</p>	<p>また、いじめの問題の対応においては、学校、家庭、地域のみでの解決が困難な場合もあるため、平素から、関係機関（警察、家庭児童相談室、医療機関、<u>学校支援チーム等</u>）との適切な連携が必要であり、情報共有のできる体制を構築する。</p>	○字句の修正
市におけるいじめ防止等に係る取組 教職員の資質能力の向上（7頁）	<p><u>学校基本方針、「いじめ対応マニュアル」（兵庫県教育委員会発行）、「生徒指導リーフ増刊号いじめのない学校づくり」（国立教育研究所発行）、「いじめ未然防止プログラム」（心の教育総合センター）等の活用や、いじめの具体的事例をもとにした校内研修の実施を促す。</u></p> <p>さらに、<u>初任者研修・年次研修・管理職研修等の研修を実施し、法令の理解や危機管理意識を向上させ、教職員のいじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を講じる。</u></p>	<p><u>「いじめ対応マニュアル」（兵庫県教育委員会発行）、「学校いじめ防止基本方針」</u>、「生徒指導リーフ増刊号いじめのない学校づくり」（国立教育研究所発行）<u>等を活用した、校内研修の実施を促す。</u></p> <p>さらに、<u>芦屋市打出教育文化センターにおいて、ライフスキル教育等に係る教職員研修を実施するなど、いじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を講じる。</u></p>	<p>○字句の修正、活用資料の追加</p> <p>○市の独自改定</p> <p>➤資料1 III 主な改定部分 3 教職員のいじめ対応能力の向上 (1) 研修等の充実 に該当</p>

頁	改定後	現行	備考
早期発見・早期対応のための措置（7頁） 市におけるいじめ防止等に係る取組	① 学校等を通して、 <u>直接、いじめに関する相談ができる機関を児童生徒等に周知し、相談体制の充実を図る。</u>	① 学校等を通して、 <u>児童生徒等が直接、いじめに関する相談等を受け付けるための機関を児童生徒・家庭に周知し、相談体制の充実を図る。</u>	○字句の修正
	<u>【別表】参照</u>		○字句の修正 ①の後に【別表】参照の補足説明を加える
	② <u>スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー</u> 等を配置し、	② スクールカウンセラー等を配置し、	■国、県の改定内容を反映 ➤資料1 III 主な改定部分 2 組織的な対応の徹底 (3)関係機関の活用 に該当
	<u>児童生徒や家庭からの相談を受ける体制や学校だけでは困難な事案について、学校支援チーム等を活用して専門的、多角的な支援体制の拡充を図る。</u>	<u>児童生徒や家庭からの相談を受ける体制や県教育委員会の学校支援チームの派遣等関係機関と連携した組織体制の拡充を図る。</u>	○字句の修正
	人権推進課 <u>子育て推進課</u> 教職員課 学校教育課 <u>打出教育文化センター</u> 青少年愛護センター	人権推進課 <u>こども課</u> 学校教育課 青少年愛護センター	○課名の修正、追加
啓発活動（7頁） 市におけるいじめ防止等に係る取組	①	① <u>児童生徒に対する啓発</u>	○項目名の表記を削除
	②	② <u>家庭・地域に対する啓発</u>	○項目名の表記を削除

頁	改定後	現行	備考
市におけるいじめ防止等に係る取組 啓発活動（7頁）	③ <u>いじめ問題対策連絡協議会主催で、小中学生に対する啓発を企画し、全市的に取り組む。</u>		○市の独自改定 平成27年度から新たにいじめ防止の啓発事業を展開しているため追記する。
	人権推進課 子育て推進課 学校教育課 青少年愛護センター	人権推進課 こども課 学校教育課 生涯学習課 青少年愛護センター	○課名の修正、削除
学校への支援及び取組点検（8頁）	また、いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講じる。	また、いじめを早期に発見するため、 <u>当該学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講じる。</u>	○字句の削除
インターネット等を通じて行なわれるいじめ防止等に係る取組 インターネット等を通じて行なわれるいじめに対する対策（8頁）	<u>児童生徒、教職員に対してインターネットを通じて行われるいじめの防止や効果的な対処について学習する機会を確保し、あわせてインターネットの正しい活用など情報モラル教育を推進する。</u> <u>また、児童生徒のパソコンやスマートフォン等を管理する第一義的な責任を負う家庭に対し、フィルタリングの利用や家庭でのルールづくり等、子どもにスマートフォン等を持たせる際の保護者の責務を周知する。</u>	<u>教育委員会は、児童生徒のパソコンや携帯電話等を管理する第一義的な責任を負うのは家庭であることから、児童生徒及び保護者が、インターネット等を通じて行われるいじめを防止し、適切に対処することができるよう、必要な啓発及び研修会により対策を講じる。</u> <u>学校は、児童生徒に対して、発達段階に応じて計画的に情報モラル教育を行う。</u>	○市の独自改定 ▶資料1 Ⅲ 主な改定部分 4 ネットいじめへの対応の充実 (1) 情報モラル教育の充実 に該当
	学校教育課 打出教育文化センター	学校教育課	○課名の追加

頁	改定後	現行	備考
【別表】 8頁	【別表】	【別表】早期発見・早期対応のための措置に関連する事業	○表題の修正
	特設人権相談所を開設し、人権擁護委員がいじめや嫌がらせ等に関する相談に対応し、問題解決につなげる。	特設人権相談所を開設し、人権擁護委員が人権に関する相談に広く対応し、問題解決につなげる。	○字句の修正
	子育て推進課	こども課	○課名の修正
	4 打出教育文化センター 教育相談 不登校・友人関係等学校園における悩みについて、電話、面接による教育相談を実施する。 打出教育文化センター		○新たな項目の追加
	青少年の問題全般について、電話及び来所による相談活動を実施する。	青少年の問題全般について、電話、来所及び訪問による相談活動を実施する。	○字句の修正
「学校におけるいじめ防止等の策定（9頁）」	各学校は、法第13条に基づき、学校の実情に応じ、どのようにいじめ防止等の取組を行うかについての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。	法第13条に基づき、学校の実情に応じ、どのようにいじめ防止等の取組を行うかについての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。	○字句の追加
	また、すべての教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。 さらに、学校の基本方針についての説明や意見交換をする機会を設ける等により児童生徒、保護者、地域住民等が確実に関わる仕組みを構築する。		■国、県の改定内容を反映 ➤資料1 III 主な改定部分 1 「学校基本方針」に基づく指導の充実 (2) 児童生徒、保護者、地域住民等への学校基本方針の周知と情報交換や協議 に該当
	④ いじめ防止対策の達成目標の設定と取組の年間計画 ⑤ いじめを認知した際の組織的対応	④ 未然防止及び早期発見のための基本計画 ⑤ いじめを認知した際の組織的対応 等	■国、県の改定内容を反映

頁	改定後	現行	備考
「学校いじめ防止基本方針」の策定（9頁）	<p>⑥ <u>学校の方針のPDCA等</u></p> <p><u>学校基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり，早期発見・事案対処のマニュアルの実行，定期的・必要に応じたアンケート，個人面談・保護者面談の実施，校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け，必要に応じて改善を行う。</u></p>		<p>■国，県の改定内容を反映</p> <p>➤資料1 III 主な改定部分 1 「学校基本方針」に基づく指導の充実 (1)学校基本方針に基づく対応と取組の点検・評価に該当</p>
「学校いじめ対策組織」の設置	<p>「<u>学校いじめ対策組織</u>」の設置</p> <p><u>いじめを発見した教職員が問題を抱え込むことがないように，いじめ防止等のための組織を中心とした情報共有の体制を作り，実効性の高い取組にするため，法第22条に基づき，複数の教職員，心理・福祉等の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー，その他の関係者により構成される組織を設置する。</u></p> <p><u>また，いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うために，学校いじめ対策組織は，児童生徒及び保護者に対して，自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば，全校集会の際に学校いじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等）を実施する。</u></p>	<p>「<u>いじめ防止等のための組織</u>」の設置</p> <p>法第22条に基づき，<u>いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため，複数の教職員，心理・福祉等の専門的知識を有する者，その他の関係者により構成される組織を設置する。</u></p>	<p>○項目名の修正</p> <p>■国，県の改定内容を反映</p> <p>➤資料1 III 主な改定部分 2 組織的な対応の徹底 (1)いじめ対策組織の機能と役割</p> <p>➤資料1 III 主な改定部分 2 組織的な対応の徹底 (3)関係機関の活用 に該当</p> <p>■国，県の改定内容を反映</p> <p>➤資料1 III 主な改定部分 1 「学校基本方針」に基づく指導の充実 (2)児童生徒，保護者，地域住民等への学校基本方針の周知と情報交換や協議 に該当</p>

頁	改定後	現行	備考
学校におけるいじめ防止等に係る取組 未然防止（10頁）	<u>就学前施設と小学校間や小・中学校間の連携により、配慮を要する児童生徒の情報共有を行う。また、同じ中学校区にある各小学校からの生徒指導の内容も各教員が共有し、一貫した指導体制を確立する。</u>		■国、県の改定内容を反映 ▶資料1 III 主な改定部分 2 組織的な対応の徹底 (2)異校種間や学校間の連携 に該当
学校におけるいじめ防止等に係る取組 早期発見・早期対応（10頁）	<u>毎学期実施するアンケート調査</u>	<u>定期的なアンケート調査</u>	○市の独自改定 学校によって実施回数にばらつきがあったことを受けて改正する。
	<u>なお、アンケートは、記名式や無記名式を選択、その他、生活実態調査に含めるなど児童生徒が記入しやすい形態で実施し、いじめの早期発見につなげる。</u>		■国、県の改定内容を反映 ▶資料1 III 主な改定部分 1 「学校基本方針」に基づく指導の充実 (3)アンケート調査の取扱いと工夫（様式・方法等）に該当
	<u>（実施したアンケートは5年間保管する。）</u>		○市の独自改定 アンケートの保存年限を全校において統一させる必要があることから、追記したもの。
	<u>いじめを発見した場合は、学校は、速やかに教育委員会に報告し、指導助言等による支援のもと、特定の教職員が一人で抱え込むことがないように組織的に対応し、迅速に問題解決に当たる。</u>	<u>いじめを発見した場合は、学校は、速やかに教育委員会に報告し、指導助言を受けるとともに、特定の教職員が一人で抱え込むことがないように組織的に対応する。</u>	○字句の修正
重大事態への対応（11頁）	<u>重大事態への対応については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月施行）」等に基づき、対応を行う。</u>	<u>重大事態への対応については、「危機管理指針（改定版）芦屋市平成25年4月」に基づき、対応を行う。</u>	○市の独自改定 平成29年3月に国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が示されたことによる。

頁	改定後	現行	備考
教育委員会又は学校による調査(11頁) 重大事態への対処	教育委員会は、 <u>調査を行う機関として審議会を組織し、審議会が公平・中立性を旨として調査に当たる。審議会による調査開始後は、教育委員会は審議会の事務局を務めるものとする。</u>	教育委員会が主体となり、 <u>調査を行う機関として審議会を組織するとともに、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。</u>	○字句の修正
学校による調査(11頁) 重大事態への対処	②また、 <u>教育委員会又は学校は、</u>	②また、 <u>学校又は教育委員会は、</u>	○字句の修正
教育委員会又は学校による調査(11頁) 重大事態への対処	<u>迅速に</u> 当該児童生徒の家庭の要望・意見を十分に聴取し、今後の調査について協議した上で、調査に着手する。	当該児童生徒の家庭の要望・意見を十分に聴取し、 <u>迅速に</u> 今後の調査について協議した上で、調査に着手する。	○字句の修正
調査結果の提供及び報告(12頁) 重大事態への対処	いじめを受けた児童生徒又はその家庭の所見をまとめた文書の提供を受け、 <u>調査結果の報告に添える。</u>	いじめを受けた児童生徒又はその家庭の所見をまとめた文書の提供を受け調査結果の報告に <u>添えて市長に送付する。</u>	○字句の修正